

○長崎大学物品購入等契約公正入札調査委員会要領

平成19年11月13日

細則第26号

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎大学契約事務取扱規程（平成16年規程第80号。以下「契約事務取扱規程」という。）第2条第2項の規定に基づき、建設工事及び設計・コンサルティング業務を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「物品等購入契約」という。）に係る入札談合に関する情報等に対応するため設置する物品購入等契約公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、物品等購入契約に係る入札について談合に関する情報があった場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 談合情報に係る事情聴取の実施、入札の延期、公正取引委員会への通報その他必要な対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務担当理事
- (2) 財務部長
- (3) 財務部経理調達課長
- (4) 病院事務部経理調達課長
- (5) その他財務担当理事が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を統括する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員会は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(回議による委員会開催)

第6条 委員会の調査審議を要する事項で、緊急を要するため会議を招集する暇がないときは、委員の過半数に回議して委員長の決定を受け、調査審議に代えることができる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会は、第2条の調査審議の結果について、速やかに学長及び監事に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、財務部経理調達課において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成19年11月13日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日細則第10号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月29日細則第9号)

この細則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日細則第6号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日細則第4号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月30日細則第7号)

この細則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日細則第8号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日細則第6号)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月27日細則第7号)

この細則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和8年6月8日細則第13号）
この細則は、令和8年7月1日から施行する。